

盛岡市保健推進員要綱

令和2年3月31日市長決裁

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を設置する。

(活動)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

2 保健推進員は、活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その活動を中止した後も、同様とする。

(委嘱)

第3条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(任期)

第4条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地区長)

第5条 保健推進員の活動を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健推進員の活動に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 第4条の規定は、地区長について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、盛岡市保健推進員規則に基づき委嘱している保健推進員の任期に関する事項は、なお、従前の例による。